

本日 16 時より、第5 回「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」を開催致しました。

ご承知の通り、去る 6 月 29 日に「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」が報告書を取りまとめたところです。

同有識者会議報告は、大きく分けて3 つの部分、すなわち

「資産運用規制の在り方」、 「財政運営の在り方」、

「厚生年金基金制度等の在り方」の3 つから構成されていますが、このうち、大きな方向性において異論がなく、かつ、省令改正や通知改正での対応が可能な「資産運用規制の在り方」については、できるだけ早急に対応していくことを本部として決定致しました。

この点については、既に、昨日、民主党の部門会議にもお諮りしたところですが、明日から省令の改正案、及び通知＝いわゆるガイドラインの改正案についてパブリックコメントを開始致します。

このパブリックコメントは概ね 1 ヶ月間受け付けることとし、締め切りを 8 月 20 日までとする予定です。

パブリックコメント案の概要はお手元に配布しておりますが、基本的には報告書で示された方向に沿った改正内容となっております。

今後、パブリックコメントで頂いたご意見も踏まえ、さらに検討を行い、できれば9月中旬頃までに省令や通知の改正作業を終え、施行・発出したいと考えております。

なお、実施については、準備のいらぬものは公布日から、新たに各基金で準備をして頂く必要があるものについては、新年度が始まる来年4月1日から始めることとしたいと考えております。

今後、各基金では、改正後のガイドラインの内容に沿って、運用の基本方針の見直しの作業などを進めて頂くことになると思っております。

また、厚生年金基金の財政運営のあり方、制度のあり方については、報告書の中でも両論併記となった部分もあり、かつ、法律改正を伴う事項もありますので、今後、厚生労働省としての改革案を作成し、秋以降、さらに議論を深め、成案を得て来年の通常国会に改正法案を提出したいと考えております。

秋以降の議論の場については、厚生年金基金の代行部分が公的年金そのものであり、厚生年金本体の財政と密接に関連するものであることから、社会保障審議会年金部会の場でご審議頂くことも一つの案ではないかと考えております。

いずれにしても、まずは、有識者会議の報告書の内容を踏まえつつ、厚生労働省としての改革案を作成することが必要であると判断し、本日、事務方に改革案作成の作業を指示致しました。

なお、AIJに投資を行っていた厚生年金基金については、平成23年度末の決算状況についての情報収集を行っているところですが、かなりデータの整理ができてきておりますので、23年度決算を踏まえた対応の指示と合わせて、今月中に改めてご報告させて頂きたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、本日の特別対策本部のご報告と致します。